

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第106号

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第13号中「通行許可（）」の右に「2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの及び」を加え、「及び認定」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)